

令和4年度 第1回 大分市障害者自立支援協議会

令和4年8月書面開催

【議事】

1. 第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画の進捗状況について
2. 各専門部会の令和4年度活動計画について
3. 大分市障がい者相談支援センター（さざんか、コーラス、きぼう21）の年間報告・事業計画について

大分市障害者自立支援協議会委員名簿

任期 令和3年7月1日から令和5年6月30日まで

	職 名	氏 名
1	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 会長	江 藤 郁
2	国立大学法人大分大学福祉健康科学部 准教授	新 滝 口 真
3	大分市身体障害者福祉協議会連合会 会長	衛 藤 良 憲
4	一般社団法人大分郡市医師会 会長	釘 宮 誠 司
5	大分療育センター地域療育連携室 室長補佐	森 千 春
6	大分こども発達支援センター 相談支援専門員	黒 島 加 奈
7	大分県立新生支援学校 教頭	三 原 彰 夫
8	大分公共職業安定所 統括職業指導官	新 八 塚 良 久
9	大分県中小企業家同友会 大分支部障がい者問題委員長	都 築 克 宜
10	大分市民生委員児童委員協議会 障がい者福祉部会長	甲 斐 和 則
11	大分市ボランティア連絡協議会 会長	工 藤 福 成
12	障害者就業・生活支援センター大分プラザ センター長	釘 宮 慶 太
13	大分市社会福祉協議会あんしんサポートセンター大分 主任	新 鶴 原 久 実
14	一般社団法人大分市手をつなぐ育成会 理事長	齊 藤 國 芳
15	大分県精神保健福祉会大分すみれ会 副会長	阿 南 静 生
16	大分市肢体不自由児者父母の会 会長	秋 吉 一 恵
17	大分県精神保健福祉士協会 協会員	田 原 貴 臣
18	大分市聴力障害者福祉会 常任理事	加 藤 順 子
19	大分市自治会連合会 大津町二丁目町内会長	山 下 順 子
20	大分市知的障害者施設協議会 会長	酒 井 弘 元
21	社会福祉法人幸福会 理事長	花 宮 良 治
22	特定非営利活動法人レガーレ 理事長	米 澤 幸 宏
23	特定非営利活動法人大分県難病・疾病団体協議会 代表理事	早 野 真 弓
24	大分市地域包括・在宅介護支援センター協議会(南大分地域包括支援センター長)	新 工 藤 翔 太
25	就労継続支援B型事業所「ワーク大分すみれ会」利用者(当事者)	後 藤 秀 信
26	特定非営利活動法人いのちきサポート 理事長(当事者)	豊 田 昭 知
27	就労継続支援A型事業所「ソレイユ」利用者(当事者)	吉 田 友 哉
28	障害者相談支援センター「もりのおうち」課長	金 澤 康 隆
29	障がい者相談支援センター「きぼう21」	芦 苺 弘 城
30	障がい者相談支援センター「コーラス」	矢 野 太 亮
31	障がい者相談支援センター「さざんか」	高 橋 恵 美
32	大分市教育委員会大分市教育センター 所長	新 小 池 桂 子
33	大分市子どもすこやか部長	新 藤 田 恵 子
34	大分市福祉保健部長	斉 藤 修 造

大分市障害者自立支援協議会条例

平成24年3月27日

条例第3号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、大分市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第5条第18項に規定する相談支援の評価に関すること。
- (2) 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援に関すること。
- (3) 地域の関係機関、関係団体等の相互の連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障害者への支援体制の整備に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 障害福祉事業の関係者
- (4) 障害者又はその保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる所掌事務について具体的な調査及び研究を行うため、協議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、調査及び研究の経過及び結果を会長に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該部会に属する委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

議事1

第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画の進捗状況について

本計画は令和3年度から令和5年度末を計画期間とし、国の定める基本指針に即して、具体的な数値目標を設定して、障がい者（児）の地域生活への移行や就労支援などに取り組んでいます。（計画の概要は5～6ページ参照）

今回は各項目について「令和5年度末の【目標】」に対する「令和3年度末の【実績】」を踏まえて、以下の4段階での評価を行いました。

A: 目標を達成した数値となっている B: 目標の5割以上に達している
C: 目標の2割以上5割未満となっている D: 目標の2割未満に留まっている

1. 入所施設から地域生活への移行

(1) 地域移行者数

＜数値目標及び実績＞		進捗率	21.4%	評価
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人			C
【目標】令和5年度末までの地域生活への移行者数	28人	6.0%		
【実績】令和3年度末までの地域生活への移行者数	6人	1.3%		

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者から「6%以上」を地域生活へ移行する。

＜参考＞地域生活移行者数の推移

年度	第4期			第5期			第6期		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域生活移行者数	21人	17人	14人	6人	6人	2人	4人	人	人
3年度累計	52人			14人			4人		

(2) 施設入所者数の削減

＜数値目標及び実績＞		進捗率	12.5%	評価
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人			D
【目標】令和5年度末までの削減人数	8人	1.7%		
【実績】令和3年度末までの削減人数	1人	0.2%		

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者数から「1.6%以上」を削減する。

(3) 令和5年度末の施設入所者数

＜数値目標及び実績＞				評価
対象者(令和元年度末時点の施設入所者数)	466人			D
【目標】令和5年度末の施設入所者数	458人	98.3%		
【実績】令和3年度末の施設入所者数	470人	100.9%		

※国の指針は、令和元年度末時点の施設入所者数から「1.6%以上」を削減する。

＜参考＞施設入所者数の推移

年度	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末	R3末
施設入所者数	474人	458人	466人	466人	471人	470人

[評価と今後の対応]

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で、グループホームの見学や体験利用等が制限されたこと等により、地域移行は進まなかったと考えられる。
 今後もグループホームの整備等によって、住まいの場の拡充を図るとともに、「大分市障がい者相談支援センター」を障がい者に関する各種相談や緊急時の対応の支援拠点として活用を進め、障がい者の地域移行を推進する。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 大分市障害者自立支援協議会において、「大分市障がい者相談支援センター」の運営状況について、年1回検証及び検討する

数値目標及び実績	進捗率	100.0%	評価
大分市自立支援協議会協議会における検証及び検討回数	1回		A
【目標】令和5年度の検証・検討回数	1回	100.0%	
【実績】令和3年度の検証・検討回数	1回	100.0%	

[評価と今後の対応]

今後も本協議会において、検証・検討を行うこととする。

3. 福祉施設から一般就労への移行

(1) 一般就労移行者数

数値目標及び実績	進捗率	74.8%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	81人		B
【目標】令和5年度末までの一般就労移行者数	103人	127.2%	
【実績】令和3年度末までの一般就労移行者数	77人	95.1%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.27倍」とする

<参考> 一般就労移行者数の推移

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
一般就労移行者数	46人	87人	82人	81人	55人	77人

(2) 就労移行支援事業利用者数(一般就労前の所属)

数値目標及び実績	進捗率	103.6%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	21人		A
【目標】令和5年度末までの一般就労への移行者数	28人	133.3%	
【実績】令和3年度末までの一般就労への移行者数	29人	138.1%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.30倍」とする

(3) 就労継続支援A型事業利用者数(一般就労前の所属)

数値目標及び実績	進捗率	91.7%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	19人		B
【目標】令和5年度末までの一般就労移行者数	24人	126.3%	
【実績】令和3年度末までの一般就労移行者数	22人	115.8%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.26倍」とする

(4) 就労継続支援B型事業利用者数(一般就労前の所属)

進捗率	63.4%	評価
基準となる数値(令和元年度の実績)	33人	B
【目標】令和5年度末までの一般就労移行者数	41人 124.2%	
【実績】令和3年度末までの一般就労移行者数	26人 78.8%	

※国の指針は、令和元年度末時点の移行者数から「1.23倍」とする

(5) 就労定着支援事業の利用率

進捗率	85.7%	評価
一般就労へ移行する者が就労定着支援事業を利用する割合	70%	B
【目標】令和5年度末までの利用割合	70% 100.0%	
【実績】令和3年度末までの利用割合	60% 85.7%	

※国の指針は、令和5年度末時点の就労定着支援事業を利用する人数の見込みを7割とする

(6) 就労定着率が8割以上の事業所の率

進捗率	107.1%	評価
就労定着支援事業の割合	70%	A
【目標】令和5年度末までの利用割合	70% 100.0%	
【実績】令和3年度末までの利用割合(6/8事業所)	75% 107.1%	

※国の指針は、令和5年度末時点で就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を全体の7割以上とする。

[評価と今後の対応]

令和2年度と比較して、一般就労移行者数は新型コロナウイルス感染症の影響以前の数値に近づいている。特に、一般就労を希望する者を対象とした就労移行支援事業においては、目標値を上回る数値となっている。
今後も「障害者就業・生活支援センター大分プラザ」等の関係機関と連携しながら、一般就労を希望する利用者の就労移行を推進する。

4. 障がい児支援の提供体制の整備

(1) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

進捗率	60.0%	評価
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	15人	B
【目標】令和5年度末までの配置数	15人 100.0%	
【実績】令和3年度末までの配置数	9人 60.0%	

[評価と今後の対応]

令和元年度から毎年度3名ずつ配置しており、令和3年度末時点では目標どおりである。今後も令和4年7月に県が開設した相談機関(大分県医療的ケア児支援センター)とも連携しながら、医療的ケア児等の支援体制の整備に努めることとする。

5. 相談支援体制の充実・強化

(1) 相談支援事業者に対する指導・助言件数の見込み

進捗率	66.7%	評価
専門的な指導・助言件数(年)	3回	B
【目標】令和5年度の指導・助言件数	3回 100.0%	
【実績】令和3年度の指導・助言件数	2回 66.7%	

(2) 人材育成のための支援件数の見込み

《 数値目標及び実績 》	進捗率	100.0%	評価
人材育成のための支援件数(年)	1 回		A
【 目標 】令和5年度の支援件数	1 回	100.0%	
【 実績 】令和3年度の支援件数	1 回	100.0%	

(3) 相談機関との連携強化の取り組みの実施回数の見込み

《 数値目標及び実績 》	進捗率	66.7%	評価
相談機関との連携強化のための実施回数(年)	3 回		B
【 目標 】令和5年度の実施回数	3 回	100.0%	
【 実績 】令和3年度の実施回数	2 回	66.7%	

[評価と今後の対応]

(1) (3)については、障害福祉課が主催する「相談支援専門員連絡会」を年3回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回しか開催できなかった。今後も本協議会に令和3年度に新設した「相談支援部会」の取組等と併せて、相談支援専門員の質の確保や連携強化を図ることとする。

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

(1) 県が実施する研修会への市町村職員の参加人数の見込み

《 数値目標及び実績 》	進捗率	55.6%	評価
県が実施する研修会への職員の参加人数	9 人		B
【 目標 】令和5年度の参加人数	9 人	100.0%	
【 実績 】令和3年度の参加人数	5 人	55.6%	

(2) 支払いシステムによる審査結果を分析し、事業所と共有する体制の有無と実施回数

《 数値目標及び実績 》			評価
3年間の実施回数	1 回		-
【 目標 】令和5年度までの実施回数(3年間合計)	1 回	100.0%	
【 実績 】令和3年度の実施回数	0 回	0.0%	

(3) 指導監査の適正な実施とその結果の共有と実施回数

《 数値目標及び実績 》	進捗率	0.0%	評価
実施回数(年)	1 回		D
【 目標 】令和5年度の実施回数	1 回	100.0%	
【 実績 】令和3年度の実施回数	0 回	0.0%	

[評価と今後の対応]

(1) (3)新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「中止」となった研修等もあった。今後はオンラインによる参加や開催により、目標の達成に向けて取り組むこととする。
 (2) 令和5年度末に開催する「報酬改定に係る事業所説明会」において実施予定。

第6期大分市障害福祉計画・第2期大分市障害児福祉計画について

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

- ①障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、障がい者（児）の地域生活を支援するための令和5年度末の数値目標の設定。
- ②各年度における障害福祉サービス等、及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項について策定。

上記により、計画的に、障がい者（児）の地域生活を支援するための障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保を図る。

2. 計画の基本理念

- ・障がい福祉人材の確保
- ・障がい者の社会参加を支える取組み
- など

3. 計画の期間 令和3年度～令和5年度

4. 計画の位置付け

5. 計画の基本的な考え方

- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・相談支援の提供体制
- など

6. 計画の進行管理

第2章 障がい者の状況

項目	平成28年度末	令和元年度末	増減(%)
身体障害者手帳所持者	21,085人	21,387人	302人(1.4%)
療育手帳所持者	3,750人	4,121人	371人(9.8%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	3,576人	4,563人	987人(27.6%)
合計	28,411人	30,071人	1,660人(5.8%)
難病患者	4,200人	4,354人	154人(3.6%)
特別支援学校・学級在校生	1,473人	1,995人	522人(35.4%)
障害福祉サービス支給決定者	4,984人	6,595人	1,611人(32.3%)

第3章 令和5年度の数値目標

国の定める基本指針に即して設定。

1. 入所施設から地域生活への移行

施設入所者(466名)の6%(28名)を地域移行へ。施設入所者数を1.6%(8名)削減。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

「大分市障がい者相談支援センター」の運用状況の検証及び検討を行う。

3. 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労移行者数(事業所種別ごと)

一般就労への移行者数(81名)の1.27倍(103名)、就労移行支援事業所(28名)
就労継続支援A型事業所(24名)、就労継続支援B型事業所(41名)

②就労定着支援事業の利用率 70%

③就労定着率が8割以上の事業所の率 70%

4. 障がい児支援の提供体制の整備

医療的ケア児等に関するコーディネーターを15人配置する。

5. 相談支援体制の充実・強化

- ・相談支援事業者に対する指導・助言件数：年3回
- ・人材育成のための支援件数：年1回
- ・相談機関との連携強化の取組みの実施回数：年3回

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組み

- ・県が実施する研修会への市町村職員の参加人数：9人
- ・支払いシステムの分析と共有回数：1回/3年
- ・指導監査の適正な実施とその結果の共有回数：1回/1年

第4章 障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込み量

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、都道府県等から指定を受けた事業者が、障がい者・障がい児の障がいの種別や程度、及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っている。現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数等を見込み。

1. 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護など5事業）
2. 日中活動系サービス（生活介護、就労定着支援など9事業）
3. 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援など3事業）
4. 相談支援（計画相談支援、地域移行支援など3事業）
5. 障害児通所支援、障害児相談支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど6事業）
6. 発達障がい者等に対する支援（ピアサポート活動への参加人数）
7. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（保健、医療及び福祉関係者による協議の場など2項目）
8. 社会福祉施設等施設整備

第5章 地域生活支援事業

障害者総合支援法の規定に基づき、必須事業の10事業と任意事業の20事業を継続して実施。現行計画の進捗状況やサービス利用実績等をもとに利用者数等を見込み。

○必須事業 障害者相談支援事業、手話通訳者の派遣など10事業20項目

○任意事業 福祉タクシー利用券交付事業など20事業27項目

《策定までの経過》

○令和2年 7月21日：大分市障害者自立支援協議会において部会設置

○令和2年 8月27日～11月20日：策定部会の開催（3回）

○令和2年12月15日～令和3年1月14日：市民意見公募の実施

○令和3年 2月18日：大分市障害者自立支援協議会

○令和3年 3月 4日：市長報告

1. 差別解消推進部会

(1) 目的

平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、障がい者や家族等からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえ、障がいを理由とする差別の解消に向けた協議や取組を行う。

(2) 令和4年度活動計画

①障がいを理由とする差別の実態把握

障がい者差別に関する相談事例について、障害福祉課だけでなく、市役所全課での相談内容等を確認することで実態把握に努める。

また、市役所内だけでなく、他機関との連携による収集方法の検討を行う。

②障害者差別解消法の街頭啓発活動

啓発用のチラシ及びポケットティッシュの配布や、「心のバリアフリー研修」等を通じて障害者差別解消法に関する周知活動を行う。

また、障がい者を無理のない範囲で支援する「合理的配慮」が義務化されることに伴い、民間企業等に対する周知方法等の検討を行う。

(参考) 障害者差別解消法の改正について

令和3年5月に改正され、公布日から起算して、3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

(主な改正点)

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮※の提供
国の行政機関 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者 (個人事業者、NPO等)	禁止	努力義務 ⇒ 法的義務

※合理的配慮の一例

- ・車いす利用者が、段差のある場所を移動する際にスロープを設置する。
- ・障がい特性に応じて、筆談や手話等のコミュニケーション手段を用いる。

2. 就労支援部会

(1) 目的

障がい者に対する一般就労等への支援や企業との連携等をテーマとして、就労系福祉サービス事業所の質の向上や関係機関との連携を図る。

(2) 令和4年度活動計画

①就労ピアサポートサロンおおいたの開催（毎月第3日曜日）

就職活動中または一般就職している障がい者に、「交流・情報交換の場」として、当事者同士の相談機会を提供することにより、「就労」に対するモチベーションアップを図る。

また、告知ポスター及びチラシを作成し、各事業所、特別支援学校、ハローワーク、J:COM ホルトホールおおいた等に掲示することで参加者を増やす取組を行う。

- (1) ピア(当事者)スタッフを中心とした相談・情報交換・交流
- (2) 障害者就業・生活支援センター(大分プラザ)と連携し、ハローワークにおける障がい者求人情報の提供、企業に対する助成金の情報提供及び障がい者雇用に係る相談受付
- (3) 就労継続支援A型・B型・就労移行支援事業所などの情報提供、各事業所のパンフレット類の提供
- (4) 就労に係る相談および生活相談受付

※令和4年度は開催時間を「午前10時～正午」に変更しています。

②障害福祉サービス事業所の情報提供(社会資源ガイドブック)

障がいのある方や家族が、事業所を選ぶ際の参考になるよう、市内の就労継続支援事業所や就労移行支援事業所等の利用時間、作業内容及び職員体制等の情報を本市のホームページに掲載している。

③就労系福祉サービス事業所間の意見交換を通じた連携の促進

対象：就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、特別支援学校等
内容：未定

「働きたい」
という思いのある方なら
誰でも参加できます

ティータイムを
たのしみながら
おはなししませんか？

「働きたい」という思いのある方なら誰でも参加できます！
障がいのある方の就労生活を応援します！

就労ピアサポートサロンおおいた

お仕事のことで悩んでいませんか？
ひとりで悩まず、サロンの仲間に話してみませんか？

皆さんと同じような体験を持つ参加者同士で体験談を話し合い、相談に乗り、情報交換を行います。悩みを話し、聞くことで就労生活のヒントが見つかるよう、障がいのある当事者であり、また、就労経験者でもあるピアスタッフが中心となりサポートします。また、最新の求人情報や、就労系福祉サービス事業所の情報も紹介します。ぜひ一度参加してみてくださいね！

『ソフトドリンク』
『おやつ』無料です！
お気軽にどうぞ！！

参加費
無料♪

開催日：毎月第3日曜日 2022年4月
～2023年3月

開催時間：10:00～12:00

場所：J:COM ホルトホール大分
3階 障がい者交流室

内容：①ピアスタッフを中心とした相談・情報交換・交流等

②関係機関からの情報提供（最新求人・就労系福祉サービス情報等）

③障がい者雇用を検討する企業への各種情報提供・相談

お問い合わせ先：大分市障害福祉課 097-537-5658
《当日以外》障害者就業・生活支援センター 大分プラザ 097-574-8668

主催：大分市障害者自立支援協議会 就労支援部会

最新情報については
大分市のホームページをご覧ください

大分市 就労ピアサポート で検索



3. 生活支援部会

1. 目的

障害のある方が地域で生活するために、高齢化、重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、障害のある方の住まいや緊急時の対応等に関する支援を検討する。

2. 令和4年度活動計画

(1) 「グループホーム（共同生活援助）」の空き状況に関する情報提供

各グループホームの空き状況を把握し、本市のホームページに掲載する

計 138施設（令和4年7月1日現在）

(2) 日中サービス支援型グループホームの実施状況に関する報告及び評価

令和4年度も引き続き、日中サービス支援型グループホームの運営を行っている事業者から、運営状況や支援内容等の説明を受け、評価や助言を実施する。

また、新規開設の要望があれば、本部会において面接・助言等を実施する予定。

【参考】本市における日中サービス支援型グループホーム

法人名	有限会社 さくら荘	株式会社システムコンサルタント
事業所名 (所在地)	日中サービス支援型 グループホームさくら親児会1 (大分市大字城原1887番地)	3GIFT Living (大分市鴛野946-7)
事業開始日	令和3年3月1日	令和3年4月1日
定員	10人	20人

(3) あんしんコール（大分市緊急時支援事業）の整備

介護者の急病や障がいの特性に起因して生じた緊急の事態に対して、様々な支援を切れ目なく提供できることを目的に、障がい者等に対する「緊急時支援事業」を行っている。（平成30年9月開始）

これまでの利用実績等を踏まえながら、次のことについて検証・検討を行う。



①緊急対応事例の検証

これまでの事例を振り返り、課題等の把握に努める。

②事前登録制の導入に向けた検討

事前に利用者の基本情報や支援者等を把握することで、スムーズな支援に繋げる。

③協利法人（緊急時支援員）や緊急時の受入先の確保に向けた検討

協利法人が運営する事業所や短期入所等を行う事業所について、国の報酬（加算）を算定できるよう整理することで支援体制の強化を図る。

（参考）相談件数及び緊急対応件数

	相談件数（緊急対応含む）	緊急対応件数
平成30年度（9月～）	7件	3件
令和元年度	15件	3件
令和2年度	16件	0件
令和3年度	30件	1件※

※令和3年度の対応事例 知的障がい 40代男性（母と同居）

<経緯>

本人、母ともに新型コロナウイルス感染症により「陽性」となる。
母が医療機関に入院するため、本人だけでは自宅やホテルで過ごせない状況であった。

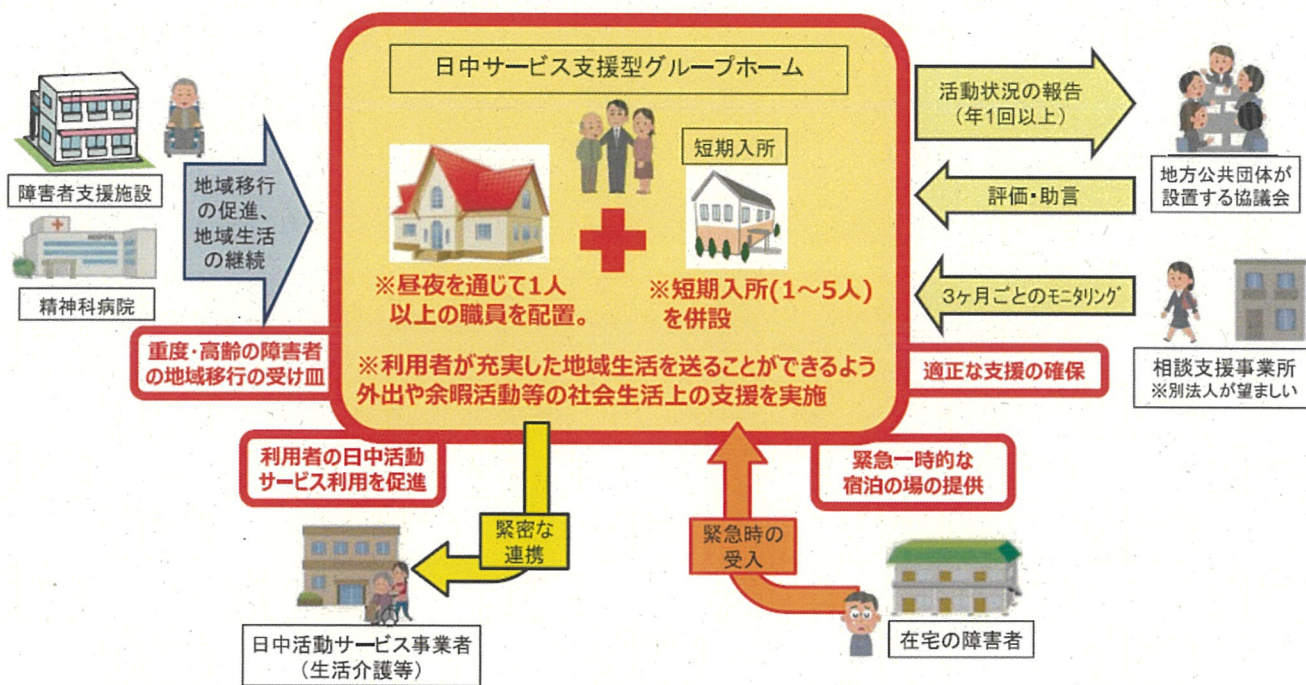
<対応>

本人を担当している相談支援専門員からの相談により、協利法人が本人を迎えに行き、法人が運営する事業所で数日間の宿泊支援を行った。

日中サービス支援型グループホーム（共同生活援助）について

平成30年度に創設された日中サービス支援型共同生活援助について、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、国は「地方公共団体等が設置する協議会等※に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない」としているため、本市においては、生活支援部会で報告や評価を行います。

※障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会等をいう。



4. 子ども部会

1. 目的

「障がいの早期発見と隙間のない支援」をテーマとして、特に発達障がいを中心に関係機関のネットワークづくりを行うとともに、平成30年度からは、保健、医療、保育、教育等の関係者で構成される医療的ケア児支援検討部会を設置し、医療的ケア児※とその家族を支援するための協議等を行っている。

※人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引等の医療行為が恒常的に必要な子ども

2. 令和4年度活動計画

(1) 子ども部会

福祉・教育分野における課題を整理し、主に以下の取組を行う。

①障害児通所支援事業の支給決定方法の見直し

本市においては、初回申請時しか診断書等を徴していないことから、医療機関との関わりが少ない利用児に対する適切な支援について検討する。

②放課後等デイサービス事業所に対する研修の実施

各事業所が提供する支援内容が多様化し、支援内容にばらつきがみられることから、管理者やサービス管理責任者等を対象に、支援の質の向上を目的とした研修を行う。

③校長会等を活用した障害児通所支援事業の周知

教育機関等において、障害児通所支援事業が十分認識されていないことから、教育機関等と障害児通所支援事業所が連携できる体制づくりに努める。

(2) 医療的ケア児支援検討部会

①医療的ケア児の移動や送迎に関する支援の検討

移動や送迎が家族の負担になっているとの意見を踏まえ、既存の障害福祉サービスである「移動支援事業」について、通学、通所をサービスの対象に加えることを検討する。

②大分市医療的ケア児・者非常用発電装置補助事業の周知

令和3年度から在宅で医療的ケアが必要な人に対して、災害時における電源を確保するため、発電機やポータブル電源等の購入費を助成している。

令和4年度は補助対象者や補助金額を拡充したことから、関係機関の協力を得ながら、本事業の周知を行う。

③災害時における医療的ケア児や家族に対する支援の推進

災害時に備え、医療機関や訪問看護事業所等が、医療的ケア児に関する情報を共有できるよう「主治医の連絡先」、「医療的ケアの内容」、「使用する医療器具」、「対応の注意点」などをまとめた「災害時医療的ケア児個別支援票」を作成している。

今後は相談支援専門員を通じて、医療機関や障害福祉サービス事業所等の関係者間で共有するとともに、未作成の医療的ケア児等に対する働きかけを行う。

在宅で医療的ケアが必要な方に対して、災害時にも必要となる電源を確保するため、非常用発電装置等の購入費にかかる補助金を交付します。

●大分市医療的ケア児・者非常用発電装置等整備事業の概要

対象者	以下の1～3をすべて満たす方 1 大分市の住民基本台帳に登録がある方 (医療機関等に入院中、障害者支援施設等に入所中の方は対象外) 2 下記の①～⑥の医療的ケアのうち、いずれかを要する子ども及び成人 ① 人工呼吸器の使用(NPPV、ネガプレット、パーカッションフィルター、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む) ② 酸素療法 ③ 経管栄養(持続経管注入ポンプ使用のみ) ④ 中心静脈カテーテル(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など) ⑤ 上記以外の注射管理(持続皮下注射ポンプ使用のみ) ⑥ 継続した透析(在宅血液透析や腹膜透析) 3 災害時に一人で避難することが困難で、避難行動要支援者名簿に記載され、 「大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)※1」を作成中または作成済の方
対象用具	1. 発電機 2. ポータブル電源 3. カーインバーターのいずれか
補助金の額	120,000円(上限額)
利用者負担	なし(上限額を超える分は自己負担)
補助回数	1回限り
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業費補助金交付申請書 ・大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)(福祉保健課の受付印があるもの) ・医療的ケアを確認できる資料(医師の指示書の写し等)(事前にご相談ください) ・購入する用品の見積書(10万円を超える場合は2社)及び用品の種類が分かる資料 ・誓約書

※1 大分市避難行動要支援者個別避難計画(個別計画)とは

災害時に一人で避難することが困難で、何らかの支援を必要とする方が、「緊急時の連絡先」や「避難場所」、「支援内容」等をあらかじめ記載する計画のことです。

個別避難計画を作成していない方は、福祉保健課にて作成が必要です。また、作成済の方に関しても、福祉保健課にて個別避難計画の再発行が必要になります。事前に福祉保健課までお問合せください。

【注意していただくこと】

- ◎ 「大分市避難行動要支援者個別避難計画」の作成や発行等については、窓口に来られる方の本人確認書類等が必要となります。
- ◎ 対象用具は購入前の事前申請となり、交付決定後の購入となります。
- ◎ 商品購入後、補助金の交付申請をする際に、領収書が必要となりますので、見積書を依頼するときに、領収書が発行できるかを確認してください。
- ※ 領収書が発行できない場合、納品が分かる書類や購入費用を支払ったことが分かる書類が必要となりますので、事前に障害福祉課までご相談ください。

5. 相談支援部会

(1) 目的

近年、障害福祉サービス等の利用に関する相談支援の増加だけでなく、高齢化や引きこもりといった複合的な課題を抱える世帯の増加に伴い、相談支援専門員の質の向上や人材育成等が求められていることから、本部会の取組等を通じて、相談支援専門員のネットワーク化を図る。

【相談支援部会の活動4本柱】

- ①相談支援専門員のネットワーク化
- ②相談支援専門員の知識向上
- ③関係機関との連携強化
- ④地域課題の共有及び社会資源の開発

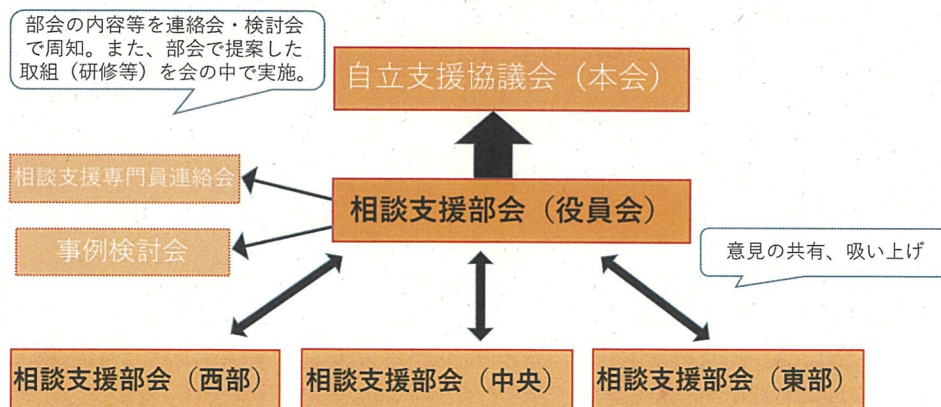
(2) 令和4年度活動計画

①相談支援事業所の受入可能状況等のホームページ掲載

障害福祉サービス等の利用希望者が、相談支援事業所を探す場合の参考となるよう、本市のホームページに「大分市指定特定相談支援・障害児相談支援事業所受入可能状況」を掲載しており、月に1回程度更新を行う。

②地区別相談支援部会の開催（令和4年6月実施）

相談支援事業所同士の横のつながりを強化するため、市内を3つの地域（東部・中央・西部）に分けたグループを編成し、意見交換・情報共有を行いました。（次頁参照）地区別に出た意見等も踏まえながら、本部会の今後の活動内容を検討していく。



第1回地区別相談支援部会報告書

【開催概要】

3地区 合計47名参加

東部	6月8日(水)	13:30~14:30	市役所	8階大会議室	10名
西部	6月8日(水)	15:00~16:00	市役所	8階大会議室	20名
中央	6月9日(木)	13:30~15:00	市役所	8階大会議室	17名

【主な課題】

- ①不定期や急な対応をしてくれるヘルパー事業所の情報が知りたい。
- ②サービス事業所が多くなっており把握できない。
- ③利用者の基本情報等の記載方法が難しい。
- ④処遇困難ケースや対応に困った場合の相談先が分からない。
- ⑤医療機関との連携の難しい。
- ⑥地域の課題に対する相談・提案をどこにすればよいか
- ⑦本市のホームページが見づらい。
(グループホーム空き状況、社会資源ガイドブックなど)

【提案】

- ①地区別相談支援部会の中で、さらに分野・テーマごとに意見交換をしたい。
- ②新規相談支援事業所に対するフォローや育成のため、ベテラン相談支援専門員による「グループスーパービジョン」を定期的に行う場を作りたい。
- ③障害福祉サービス以外の社会資源を共有するための事例集を作成したい。

【今後の取組】

- 課題①～③…地区別部会の中で今後も情報共有を行う。
課題④⑤ …「関係機関との連携」に関する取組を検討する。
課題⑥ …障害者自立支援協議会で提案できるよう検討する。
課題⑦ …「生活支援部会」や「就労支援部会」で検討する。

※提案①～③についても、具体的な内容を整理しながら検討する。

令和3年度事業報告

1. 活動内容について

大分市障がい者相談支援センターさざんか

研修会 :	7 件	・福祉従事者のための成年後見講座・相談支援従事者専門コース別研修会「フッテージ養成研修会」・相談支援従事者専門コース別研修「意思決定支援」等
個別調整会議 :	11 件	
その他会議 :	2 件	大分市難病患者地域支援ネットワーク推進会議
申請代行 :	126 件	タクシー券・総合支援法・紙おむつ・県営住宅申し込み・食の自立支援・高額医療費・市営住宅・高齢者等ごみ出し支援・車椅子・特定医療費(指定難病)指定ごみ減免等
新規相談者 :	180 件	身体障害92名、知的障害11名、精神障害17名、重症心身障害2名、発達障害3名、難病20名、その他85名

2. 年間活動実績報告

①活動内容・時間帯別の件数

活動項目		早朝 ~8:30	午前 8:30~	午後 12:00~	夜間 17:15~	合計
会議	自立支援協議会	0	4	2	0	6
	個別調整会議	0	7	3	1	11
	その他の会議	0	0	1	1	2
訪問相談	単独	1	92	179	3	275
	合同	0	35	41	2	78
来所相談	単独	0	16	23	0	39
	合同	0	2	5	0	7
電話相談	利用者	4	157	212	32	405
	行政機関	0	19	31	1	51
	関係機関	4	177	281	13	475
メール相談	利用者	6	14	25	7	52
	行政機関	0	0	0	0	0
	関係機関	0	2	4	0	6
連絡調整	利用者	1	129	225	21	376
	行政機関	2	65	128	5	200
	関係機関	1	299	642	36	978
資料等の作成	相談記録	7	361	566	66	1,000
	調整会議等資料作成	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0
合計		26	1,379	2,369	188	3,962

②障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分							合計
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重症心身障害	発達障がい	難病	その他	
手帳、医療費の申請等に関する相談支援	38	0	8	0	1	32	6	85
介護に関わる相談	139	0	4	3	0	31	6	183
日常生活支援相談	373	5	13	4	4	66	22	487
住む場所についての相談	117	3	6	1	2	14	1	144
年金等収入に関する相談	48	3	3	2	0	13	2	71
移動(屋内・屋外)	90	0	0	2	0	18	3	113
ストレス等に関する相談	23	0	8	0	0	1	5	37
コミュニケーション支援	5	1	0	0	0	0	1	7
健康管理・服薬管理相談	253	4	13	5	0	51	4	330
家族(人間)関係に関する相談	55	2	8	0	0	2	0	67
総合支援法利用支援	213	6	16	4	4	44	17	304
福祉用具に関する相談	135	0	2	1	0	47	6	191
住宅環境・改造に関する相談	22	0	0	1	0	7	2	32
社会参加に関する相談	6	3	0	0	0	2	1	12
就労に関わる相談	42	0	8	0	0	15	3	68
教育に関わる相談	1	0	0	0	0	0	0	1
危機管理に関わる相談	7	1	1	2	0	0	0	11
財産・金銭管理に関わる相談	20	3	0	1	0	4	0	28
サービス苦情に関する相談	14	1	1	0	0	4	0	20
ボランティア等に関する相談	1	0	0	0	0	0	0	1
療育に関する相談	1	1	0	0	0	0	0	2
医療機関との連絡調整	177	0	0	0	0	40	3	220
虐待ケース等への対応	5	0	0	0	0	0	0	5
利用者家族に関する相談	83	1	4	1	1	17	3	110
公的機関等への同行支援	7	0	0	0	0	4	0	11
社会資源等の情報提供	61	2	7	1	0	15	6	92
その他	41	2	2	0	0	2	4	51
合計	1,977	38	104	28	12	429	95	2,683
合計の実人員	443	18	34	12	8	100	40	655

令和4年度事業計画

大分市障がい者相談支援センターさざんか

目 標

在宅で生活している障がい者(児)の方やそのご家族が住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと暮らしていけるよう支援します。

日常生活全般に関する相談に応じ、中立・公平な立場で、障害福祉サービスの利用援助や専門機関との連携・紹介等を行います。

令和4年度は、関係機関と連携を図り、困難ケース等に積極的に対応するほか、感染症や災害への対応力の強化に努めます。

事業内容

① 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）
② 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
③ 社会生活力を高めるための支援
④ ピアカウンセリング
⑤ 権利擁護のために必要な支援
⑥ 専門機関の紹介
⑦ 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応
⑧ 事例検討会の開催
⑨ 大分市障害者等緊急時支援事業における相談受付、連絡調整等

職員体制

相談支援専門員：6名 相談支援員2名 計8名

開所日時

年中無休

午前9時～午後6時まで

（平日のみ午後9時まで緊急相談にも対応）

令和3年度事業報告

大分市障がい者相談支援センターコーラス

関係機関と協力して、障がいのある方とその家族が、安心して暮らすことができるよう相談支援を行います。

障がいのある方とその家族が安心して暮らすことができるよう、必要な支援体制を整えた。また、緊急時でも必要な支援が提供できるよう、関係機関と更なる連携強化を図ります。

①あんしんコール
関係機関と連携して情報提供等を行いながら、安心して利用できるよう取り組みます

○令和3年度のあんしんコール相談件数(30件)
△緊急対応の可能性がある方の情報収集(登録制)や関係機関(警察・医療・福祉サービス等)との連携が必要。

②相談支援の質の向上
事例検討会や相談支援部会等を通して、質の高い相談支援が提供できるよう取り組みます

○年2回的事例検討会を通して、相談支援事業所と連携を図ることができた。
△相談支援部会が発足し、連携強化のため小グループでの意見交換会を開催する予定だったが、コロナ禍のため延期した。

③障がいのある方やご家族の困りごとを解決できるよう、サービス利用等のプランづくりや相談支援を行います(計画相談)

○定期的なモニタリング以外でも情報収集等をしていくことで、必要な支援体制を整えることができた。

④地域での生活を始め、安心して続けられるよう支援します(地域定着支援)

○困りごとがある時に電話や訪問で相談を受けた。本人の状況を把握し、希望を聞き取ったうえで必要な支援が得られるグループホームにつないだ。

令和3年度 事業実績

月日	実施内容	回
4/15 他	相談支援部会 作業部会	2
7/14 他	事例検討会	2
7/20 他	再犯防止推進計画 策定部会	4
7/30 他	自立支援協議会	2
11/18 他	相談支援部会	1
11/30	こども部会 医療的ケア児支援 検討部会	1

利用等実績(委託)

	成人	児童	計
実人員	526	188	714
増減	+79	+17	+96
対応件数	2,255 (-149)		

利用等実績(計画)

	契約者数	作成件数 計画	作成件数 モニタリング
特定	198 (±0)	223 (+5)	531 (+51)
障害児	38 (-7)	41 (±0)	68 (-16)
地域	0 (-1)		

令和4年度事業計画

大分市障がい者相談支援センターコーラス

大分市障害者相談支援事業

事業目標

関係機関と連携して、障がいのある方とその家族が安心して暮らすことができるよう相談支援を行います。

対象者

大分市にお住まいの障がいのある方、ご家族、相談支援を必要とする方

職員配置

管理者：1名(兼)
相談支援専門員：3名(兼3)
相談員：1名(専1)

支援計画

安心して住みなれた地域での生活ができるよう、情報提供やサービスの利用援助等の必要な支援を行います。

①福祉サービスの利用援助

②社会資源の活用支援

③社会生活力を高めるための支援

④ピアカウンセリング

⑤権利擁護に必要な支援

⑥専門機関の紹介

⑦専門的な相談支援を要する方への支援

⑧事例検討会の開催

⑨巡回家庭訪問

⑩あんしんコール

あんしんコール

障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等(急な介助者の不在、虐待、虐待、障害者の状態変化等)の相談に応じ、支援者の派遣・宿泊先の確保等を行います。

※年中無休(平日9時～21時、土日祝9時～18時)

重点支援項目

- ①あんしんコール：3センター(さざんか、さばう21, コーラス)で緊急対応に関して検証することで今後に活かす。
- ②相談支援事業所の連携強化：相談支援部会のグループ別意見交換会を通して、地域の課題を抽出し、連携を強化することと解決を図ります。

特定相談支援事業・障害児相談支援事業

事業目標

障がいのある方やご家族の困りごとを解決できるように、サービス利用などのプラン作りや相談支援を行います。

対象者

主に大分市にお住まいの障がいのある方

職員配置

管理者：1名(兼)
相談支援専門員：7名(専3 兼4)

支援計画

障がいのある方やご家族の想いを伺い、サービス利用などのプランを作り、その方が安心して暮らすことができるよう必要な支援を行います。

①サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成

②支援等の会議の開催(計画、見直し等)

③暮らしの見守り

④定期的な研修会・事例検討会への参加による相談支援の質の向上

地域相談支援事業

事業目標

地域生活に移行するための相談支援及び、地域生活を継続していくための支援体制づくりを行います

対象者

地域生活を希望される障がいのある方

職員配置

管理者：1名(兼)
相談支援専門員：7名(兼)

支援計画

地域生活のための準備や継続ができるように必要な支援を行います

①地域生活を始める準備の支援

②地域移行支援計画の作成

③地域生活での困りごととの相談や必要時の訪問

④定期的な研修会等への参加

令和3年度事業報告

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 事業目的	相談者の様々な悩みやニーズに応えることにより、障がい者や家族の方の地域生活を支える。				
2. 事業内容	<p>(1) 行政機関や関係機関から依頼があった精神障がいに係る困難事例に対応し、支援を実施しました。</p> <p>(2) 精神保健福祉士・社会福祉士等の国家資格を所持しており、業務経験のある職員を複数配置して業務を遂行しました。</p> <p>(3) 深夜・早朝等の時間外においても、電話転送により切れ目のない支援を実施しました。</p> <p>(4) 行政機関・医療機関・関係機関との連携を重視した支援を実施しました。</p>				
3. 事業結果	<p>相談件数 10,453件</p> <p>(※相談内容ごとの延べ相談件数 11,647件)</p>				
4. 相談内訳	(1) 相談者	障がい者	10,397件	割合	99.4%
		行政機関	8件		0.1%
		関係機関	48件		0.5%
		合計	10,453件		100.0%
	(2) 相談方法	電話	10,257件	割合	98.1%
		面接	104件		0.9%
		訪問	91件		0.9%
		メール	1件		0.1%
		合計	10,453件		100.0%
	(3) 障害種別 (延べ相談件数)	精神障がい	9,955件	割合	85.5%
		知的障がい	19件		0.2%
		身体障がい	4件		0.1%
		その他	1,669件		13.2%
		合計	11,647件		100.0%
	(4) 相談内容 (延べ相談件数)	症状・ストレス	9,763件	割合	83.8%
		人間関係	355件		3.0%
		日常生活	349件		3.0%
サービス利用		318件		2.7%	
その他		862件		7.5%	
合計		11,647件		100.0%	
5. その他	〇年々、急増している相談件数への対応が課題となっています。				

令和4年度事業計画

大分市障がい者相談支援センターきぼう21

1. 事業目的	相談者の様々な悩みやニーズに応えることにより、障がい者やその家族の生活を支えます。								
2. 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等） (2) 社会資源の活用支援（各種支援施策に関する助言・指導等） (3) 社会生活力を高める支援 (4) ピアカウンセリング (5) 権利擁護のために必要な支援 (6) 専門機関の紹介 (7) 専門的な相談支援を要する困難ケース等への対応 (8) 事例検討会の開催 (9) 大分市障害者等緊急時支援事業における相談受付、連絡調整等 								
3. 職員体制	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">職 員 数</td> <td style="text-align: right;">5 名</td> </tr> <tr> <td>管 理 者</td> <td style="text-align: right;">1 名</td> </tr> <tr> <td>主任相談支援専門員</td> <td style="text-align: right;">1 名</td> </tr> <tr> <td>相談支援専門員登録者</td> <td style="text-align: right;">5 名</td> </tr> </table> <p>※業務経験豊富な職員を複数名配置します。</p> <p>※社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者を複数名配置します。</p>	職 員 数	5 名	管 理 者	1 名	主任相談支援専門員	1 名	相談支援専門員登録者	5 名
職 員 数	5 名								
管 理 者	1 名								
主任相談支援専門員	1 名								
相談支援専門員登録者	5 名								
4. 開所日	年中無休								
5. 開所時間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平 日</td> <td>午前9時から午後9時まで (ただし、午後6時から午後9時までは緊急相談のみ)</td> </tr> <tr> <td>土日祝日</td> <td>午前9時から午後6時まで</td> </tr> </table>	平 日	午前9時から午後9時まで (ただし、午後6時から午後9時までは緊急相談のみ)	土日祝日	午前9時から午後6時まで				
	平 日	午前9時から午後9時まで (ただし、午後6時から午後9時までは緊急相談のみ)							
土日祝日	午前9時から午後6時まで								
6. 推進策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門性の高い困難ケースへの対応 (2) 病院・行政機関・関係機関との連携 (3) 効果的かつ効率的な業務の推進 (4) 安定運営のための財務管理 (5) コンプライアンスの徹底 								
7. その他	<p>○急増する相談件数に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談…対象を大分市民に限定。新規相談以外は、時間制限を設定します。 ・来所相談…完全予約制へ変更します。 <p>※訪問相談は従来どおり実施します。</p>								